

◎ 意見書の提出状況（会議成立の可否）

18人／29人（62.1%）

⇒ 会議の委員定数29名に対して、過半数となる18名より回答があったため、「宇都宮市子ども・子育て会議条例」第6条第2項に定める定足数の条件を満たしており、会議は有効に成立した。

【資料1】「(仮称)第6次障がい者福祉プラン」及び「(仮称)第7期障がい福祉サービス計画・(仮称)第3期障がい児福祉サービス計画」の策定について 議事

意見あり	意見なし
7	11

No.	委員からのご意見	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所等訪問支援をしていただける体制が整ってきても受け入れてくれない園や学校が多いそうです。義務教育の学区で決められて不本意な進路を選択するしかなくても学校により対応が違うのが現状のようです。訪問支援を受け入れてくれる学校が増えるように何のための訪問支援かを学校側が理解してくれたらと願います。(相談員も入れないこと有)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所等訪問支援事業につきましては、毎年、市内の保育所、幼稚園等の施設長に対して、事業内容や利用方法等について説明し制度の周知を図っているところです。今後につきましても、サービスを必要とする児童が必要な支援を受けることができるよう、引き続き、地域の関係機関に対して事業説明を行い、理解を得ながら、より一層の利用促進を図ってまいります。</li> <li>各学校におきましては、放課後等デイサービス事業者など障害児通所支援事業所等から、支援に関する連携の要請があった場合には、平成30年「教育と福祉の一層の連携等の推進について」(文科省・厚生労働省)等を踏まえ、より良い支援体制を構築できるよう関係機関との連携について周知しているところであります。</li> <li>今後とも、障がいのある児童生徒の能力や可能性を最大限に高められるよう、家庭、医療、福祉等の関係機関との連携による支援の充実に向けた理解啓発に努めてまいります。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援や放課後等デイサービスが増加してきていると思いますが市の境目では送迎に来てもらえずに利用が難しいと聞きます。今後も増加するように願うばかりです。また、専門職(S T, O Tなど)は市内に学校がないのも原因では?と思います。そういった資格保持者は取り合いだと思うので取得しやすい支援や誘致を今後期待したいです(特に発達障がいの子をもち資格取得したい人は多くても県外に通えません。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所が年々増加している中、本市といたしましては、各通所支援事業者向け研修会や体験見学会の実施などにより、事業者の更なる療育技術の向上を図り、利用者の皆様の事業所選択の幅を広げられるよう努めてまいります。</li> <li>資格保持者の確保の御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼少期からの障がいの理解について、幼稚園や保育園にヘルプマークに関する大きなポスターを掲示することで子どもはもちろん親や先生にも障がいへの理解が深まり、差別も減るかと思えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼少期からの障がいへの理解につきましては、障がいへの理解を促進するために重要でありますことから、引き続き、様々な機会を捉えて周知啓発に取り組んでまいります。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ここ・ほっと」などで早期に発見されていても障がいを受け入れられない保護者が多いです。障がいとハッキリと診断が出ないグレーゾーンや軽度の子どもは、その状態で進学します。この層にいかに早期療育が大切かを学んでもらうのも差別が減ることにつながるのでは?と思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、保護者への障がい理解の取組みとして、医師や教育センター職員を講師とし、子どもへの関わり方や就学をテーマとした「保護者学習会」などを実施しているほか、幼稚園や保育所の職員を対象とした「専門職向け研修会」におきまして、「保護者の思い」をテーマにした内容を実施し、保護者の障がいの受け止め方などについての理解促進を図るなど、保護者の早期障がい受容を促すことで早期療育につながられるよう努めてまいります。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある子の親はイベントに参加して良いのか悩みます。又は避けます。先日、共和大学の親子フィットネスに行きました。障がいのある子も快く受け入れてくれるとのことでした。このようなイベントが増え、障がいのある子も歓迎されると、外出も社会との</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいの有無に関わらず、誰もが安心して社会参加できるよう、障がい者週間における街頭啓発活動や各種イベントにおけるポスター掲示・パンフレット配布、バンパビジョン等における啓発動画の放映、地域や企業等への出前講座により、地域における障がいへの理解促</li> </ul>

	交流も増えると思います。	進を図るとともに、イベントの主催者となる事業者等に対して、過重な負担がない範囲で障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くための対応をする「合理的配慮の提供」の義務化について周知啓発し、社会参加しやすい環境づくりに取り組んでまいります。
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料1に書かれていることが達成されることを願います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見ありがとうございます。「障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと 安心して暮らせる 地域共生社会の実現」を目指し、各施策事業に取り組んでまいります。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>住まいの場が建物として完成しても、そこに住むためには多くのハードルがあります。その大きな1つとして、住まいから日中活動先（事業所）に毎日通えることが重要です。参考資料P31において、LRTの開通により、市内公共交通機関が充実とかいてありますが、そもそも1人で外出することが難しく、公共交通機関を利用することが難しい障がい者が多くいます。送迎を行っている日中活動先はありますが、送迎中継地からの場合が多く、送迎中継地までは介護者が送迎しなくてはなりません。障がい者の高齢化・重度化だけではなく、介護している家族の高齢化によって、送迎が難しくなっていきます。日中活動先に住まいであるグループホーム等から本人が介護者の支援無しで通えなければ、グループホーム等に入居することは難しいです。高齢化・重度化していくほど通い入れた日中活動先を変えることが難しく、日中活動先とグループホーム等の間の移動ができなければ、住まいが出来ても入居は進みません。住まいと日中活動先について、それぞれを増やすことはもちろん重要ですが、毎日の移動を一緒に考えていただきたく強くお願いいたします。地域活動支援センターがグループホーム等への送迎機能を持つということは、地域活動支援センターの機能強化につながると考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見いただいた内容につきましては、法定の通所系サービスにおいては、事業所が利用者の送迎を行った場合にサービス報酬に上乘せして請求できる「送迎加算」が設けられておりますが、地域活動支援センターなど通所系の地域生活支援事業においても、住まいと事業所との間の送迎ができるよう、送迎加算の拡充を検討しているところです。</li> <li>障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、引き続き、住まいの場だけでなく、日中活動の場や外出の支援などのニーズを踏まえ、事業所等のご協力をいただきながら、支援の充実に取り組んでまいります。</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>口腔衛生について早期から取り組んでほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの口腔衛生の取り組みにつきましては、健康相談や健康教育を通して、口腔衛生の重要性について周知啓発を実施しているほか、むし歯や口腔内の疾患等の早期発見並びに口腔衛生指導等を目的に1歳6か月児と3歳児を対象にした「幼児健康診査事業」や「2歳5か月児歯科健康診査事業」、2歳から小学2年生までを対象にした「フッ化物塗布事業」を実施しているところです。個別の事情等により、集団の場における受診が困難な場合には、受診しやすい会場の設営や関係機関を紹介するなどの対応を行っており、受診できる機会の確保に努めているところです。今後も引き続き、関係機関と連携を図りながら、子どもの口腔衛生に関する周知啓発やむし歯等の早期発見・予防活動、更なる相談支援の充実に取り組んでまいります。</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>私は障がいのある娘を災害時要援護者支援制度に登録した時、確認に来た地域の民生委員の方が、登録する娘が高齢者でないことに驚いていた。災害時要援護者制度のリーフレットに記載されている対象には、「障がい児」の記載がなく、登録しにくい。障がい児が登録しやすいよう、制度の周知をお願いいたします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者支援制度につきましては、災害時に自力で避難することが困難であり、避難支援を希望する方を対象として、災害時の避難誘導や安否確認、日ごろの「声掛け・見守り」活動をする地域ぐるみの制度であり、災害時に地域の支援を必要とする方が適切に制度に登録できるよう、引き続き、制度について周知してまいります。</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護者の負担軽減や労働時間の確保のため、ひとり親世帯や共働き世帯であるなどの場合に通学通所における移動支援が実施されていますが、許可が出る条件が厳しい。通学通所支援について、きょうだいの学校行事（個人面接等の時間が障がい児者の送迎の時間と重なるなど、）同居している家族以外に遠方に住む高齢両親の介護など、学校や通所先に送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学通所支援におきましては、対象要件の一つとして、「主たる介護者が本人（障がい児・者）以外の家族の介護等を優先せざるを得ない場合」と掲げておりますが、利用については、ご相談を頂き、個々の状況を伺った上で決定しているところです。</li> <li>また、障がい児・者や家族の状況等を聞き取り、必要な支援量を見込んで利用決定を行っ</li> </ul>

	<p>迎出来ない状況があります。ひとり親世帯や共働き世帯以外にも困っていることがあるのですが、許可が出ず利用できていません。毎日のことではなく、特別な時の通学・通所支援について、移動支援の利用に柔軟性のある展開をお願いしたい。きょうだいの学校行事に関することは、参考資料1-1の基本目標2、家族支援事業の推進のきょうだい支援にもつながります。</p>	<p>ておりますので、学校行事等につきましても、予めご相談くださいますよう、ご理解のほどお願いいたします。</p>
1 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記で挙げた内容について、今後の具体的方針の検討をお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見ありがとうございます。引き続き、障がいのある人や介護者が安心して通学や通所ができるよう、個々のご相談に対し十分に状況を把握し、適正な運用に努めてまいりますとともに、ニーズや社会情勢等を踏まえながら、必要に応じ見直しに取り組んでまいります。</li> </ul>
1 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者プランの基本目標2「乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現」については、幼稚園として入園前の発達の理解から小学校へ引き継ぐまで市の協力を得ながらしっかりと行っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市といたしましても、ライフステージを通して保護者と支援者が共に活用できる新たなツール「(仮称) つながるファイル」を作成し、各関係機関と連携を図りながら、切れ目のない支援に取り組んでまいります。</li> </ul>
1 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化芸術スポーツ活動の推進について、障がいのある方のスポーツ、芸術への「参加」を後押しするものとして、身体的・心理的、その他の理由から体験できない方への支援も盛り込まれるとよいのではないかと感じました。例えば、手帳で割引等になる施設一覧のより積極的な周知、3×3など市にゆかりのあるスポーツや芸術・文化に関するイベント等への招待等、「する」ばかりでなく、「知る」「観る」場を共に「体感する」というところからの支援が、より多くの方の「社会参加活動」へとつながるのではないのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「宇都宮ふれあい文化祭」におきましては、毎年、障がいのある人の作品展示やステージ発表を行うことに加え、障がい児・者をはじめとする誰もが共に「体感」できるよう、地元劇団による体験型の招待公演などを実施しております。また、障がい者アートを広く鑑賞いただくため、WEB上に「宇都宮ふれあい文化祭」の作品展示会場を再現した「わく・わくアート美術館U」を通年で開設しているほか、大型商業施設や地域のコンビニエンスストアにおいて障がい者アート作品を展示する機会を設けております。今後も、社会参加活動の推進に取り組んでまいります。</li> </ul>
1 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後デイサービス等の利用が多く、今後の利用見積もりも多くなっています。今後、市民サービスを充実させるためには民間の協力が不可欠と思われませんが、先般、「といず」による不適切保育が問題になったように、今後も業者によってサービスの質に差が出る恐れがあります。二度と同じような事例が発生しないように、「抜き打ちの施設訪問を必須化」する等「福祉サービス事業所に対する指導・監督」を徹底する必要があると思われま</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児通所支援事業所につきましては、国の通知に基づき、3年に1度、事業所を訪問し、条例で定める人員や設備などに係る基準の遵守状況を確認するとともに、質の向上に向けて設置者等に求められる事項をとりまとめた国のガイドラインに沿い、適正なサービスを提供するよう指導を行うほか、全事業者に対して、毎年、栃木県と合同で、事業実施に係る留意事項などの指導を実施しております。</li> <li>また、利用者からの情報提供などにより、重大な違反が疑われる場合につきましては、随時、事前通告なしで当該施設に対する監査を実施し、迅速に事実関係の確認等を行っております。</li> <li>今後も、サービスの質の向上に向け、事業所に対する指導監督を徹底してまいります。</li> </ul>
1 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2章の障がい者を取り巻く環境の動向と課題において、P 1 5⑦発達障がい児の状況で、ここには発達障害の診断を受けた推移の表がありますが、発達障がいに関してはその診断基準も検査の結果を基準にするものが多く、境界知能などに見られるいわゆる発達障がいグレーゾーンの人数などは把握ができない状況と思われま</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市におきましては、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に応じた支援を行うため、発達障がいの診断の有無に関わらず、個別や小集団指導を受けることのできる特別支援教室(かがやきルーム)を平成28年度より全校配置し、個に応じた指導の充実に努めております。</li> <li>令和6年度におきましては、個別の配慮が必要な児童生徒が、早期に適切な支援を受けられるよう、支援員の配置を見直し、更なる支援の充実を図ってまいります。</li> </ul>
1 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者福祉プラン基本目標1の基本施策③外出・移動支援の充実で、公共交通機関の1つであるLRTについて、バス同様に障がいのある方やヘルプマーク等の方への席を譲ってくださいとのアナウンスの実施など具体的な実施計画を示してほしい。また、12月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>LRTの運行事業者をはじめ、公共交通事業者におきましては、令和6年4月の「改正障害者差別解消法」の施行を契機として、事業者に対し、過重な負担がない範囲で障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くための対応をする「合理的配慮の提供」の義務化</li> </ul>

	<p>8日からヘルプシールが追加され、更に周知も必要。(精神障がいの方からの意見)</p>	<p>について、周知するなど利便性の向上に取り組んでまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルプシールにつきましては、市のホームページや広報紙に加え、地域や企業、小学生を対象とした出前講座、地域の民生委員の研修会など様々な機会を捉え、周知に取り組んでまいります。</li> </ul>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者福祉プラン基本目標3の基本施策⑤災害対策・地域の多様なネットワーク機能の充実について、災害時要援護者支援制度における要援護者と支援者の明確化とその訓練の実施など、具体的な計画を示してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者支援制度につきましては、地域において要援護者ごとに支援者を定めることとなっており、引き続き、各地域への制度説明会の実施等により、適切な制度運用を促進してまいります。また、防災訓練は地域主体で実施されているところであり、一部地域では障がいのある人も参加した防災訓練を実施した事例があることから、より多くの地域で災害時における避難行動の実効性をより高めるため、地域の制度の説明会などにおきまして、積極的に情報発信してまいります。</li> </ul>